

新婚世帯家賃助成金Q & A

【資格関係】

	質 問	回 答
1	平成27年3月に婚姻をしましたが対象になりますか。	平成27年4月1日以後に婚姻した夫婦が対象ですので、対象になりません。
2	婚姻の届出は行っていませんが、内縁関係にあります。対象になりますか。	初めての助成申請時点で婚姻日から1年以内の夫婦が対象になりますので、対象になりません。
3	親が借りている賃貸住宅に夫婦で入居しますが対象になりますか。	夫婦のいずれか一方が借主でなければなりませんので、対象になりません。
4	助成期間中に、市内の他の民間賃貸住宅に夫婦ともに転居することになりました。何か手続きが必要ですか。	申請事項に変更が生じた場合は、変更交付申請書の提出が必要になります。夫婦ともに市内の他の民間賃貸住宅に転居し、助成対象要件を満たす場合は、継続して助成を受けることができます。
5	助成期間中ですが、市外へ転出することになりました。助成金はどうなりますか。	助成金の交付対象世帯に該当しなくなったときは、その事由が発生した月の分まで助成金を交付します。変更交付申請書の提出が必要です。

【住宅関係】

	質 問	回 答
1	親族が所有する賃貸住宅に住んでおり、家賃も払っていますが対象になりますか。	1親等の親族（親）が所有する賃貸住宅に住んでいる場合は対象になりません。
2	家賃に共益費・管理費・駐車場使用料が含まれていますがいいですか。	家賃に共益費・管理費・駐車場使用料を含めても構いません。ただし、住宅手当の支給を受けている場合は、家賃から住宅手当分を差し引いた額が実質家賃負担額になります。
3	平成27年4月1日以前に賃貸借契約を締結している賃貸住宅に住んでいますが対象になりますか。	平成27年4月1日以前に賃貸借契約を締結した住宅に引き続き住む場合も、助成対象世帯の要件を満たす場合は対象になります。
4	助成を受けていますが、市内に住宅を取得（新築・購入）することになり転居します。助成金はどうなりますか。	新たに取得した住宅に転居した月までの分は助成金を交付します。変更交付申請が必要です。

【助成申請関係】

	質 問	回 答
1	いつまでに助成申請を行う必要がありますか。	初めての助成申請は、婚姻日から1年以内に行わなければなりません。
2	2年目以降の助成申請はいつまでに行う必要がありますか。	2年目以降の助成申請は、毎年度4月末日までに行う必要があります。
3	助成金の申請者は夫婦のどちらでもいいですか。	賃貸住宅の賃貸借契約を締結している契約者（借主）である夫婦のいずれか一方が申請してください。

【助成金請求関係】

	質 問	回 答
1	助成金の請求はいつ行う必要がありますか。	毎年度3月中に、請求年度の3月分までの家賃の支払いを確認できる書類を添えて請求を行う必要があります。ただし、年度の途中で助成期間が終了した場合は、直ちに請求できます。

2	家賃の支払いを確認できる書類はどのようなものですか。	貸主が発行する領収証や証明書になります。支払い実績が不明確なときは、金融機関の通帳の当該箇所の写し又は振込明細書の写し等を提出してもらう場合があります。
---	----------------------------	--